

『RoHS指令』の適用除外項目について 追加情報に注意が必要

1992年の地球環境サミット「アジェンダ21」の行動計画に沿って、各国で環境規制が進行する中、「製品含有化学物質管理規制」がいよいよ本格化しています。前号に引き続き、主要各国の製品含有化学物質規制の状況を見ていきましょう。

まずはじめにEUの規制動向について。『WEEE指令』は、EU市場に投入される電気・電子機器の製造業者・輸入者に対し、使用済み機器の回収・リサイクルシステムを構築し、その費用負担と、「リサイクル対象義務製品」を示すマーク貼付を義務付けるもので、2005年8月に適用がスタートしています。ただ、同指令への対応は国によってさまざま、実施規制の水準、管理体制構築の進捗は依然バ

ラツキがあるほか、製造業者の登録遅れ、自治体の回収システムの未整備などの混乱も見られます。

一方、電気・電子機器中に特定有害6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE））の使用を原則禁止する『RoHS指令』は、前号で紹介してから今年3月初旬まで、新たな適用除外項目を含め目立った動きはありません。とはいえ、2006年7月の適用開始に向け、適用除外項目に関する審議は引き続き行われており、今後の追加情報に注意が必要です。

次に、エネルギー使用製品のエコデザイン要求を設定するための枠組指令として2005年7月に公布された『EuP指令』について。規制開始は、今後の「実施措置」から行われる予定で現在、国際電気標準会議（IEC）では環境配慮設計に関する標準規格を検討しています。

最後に、現在審議が続いている『REACH規則』（EU

JQA Report

本格化する製品含有化学物質管理規制



企画センター
企画部次長
小笠原 康治



審査センター
品質審査第1部参与
垣生 学

各国において製品含有化学物質管理規制の枠組みが固まりつつある中、企業は状況を見越した仕組みの構築が欠かせない要素となります。製品含有化学物質管理規制の動向については、本誌2005-2006冬号でも取り上げました。今号では主要各国のその後の動向と日本国内の対応状況、さらに国際標準化に向けた動きをレポートします。

の新化学物質規制)は、成立に向けての検討がほぼ当初予定の通り進んでおり、大きな障害がない限り最終採択は2007年前半と見込まれています。

中国の化学物質規制開始は 当初予定よりも若干の遅れ

次に中国の化学物質管理規制について。規制の対象製品は『RoHS指令』より狭い「電子情報機器」に限定し法律で対象品目が指定される予定で、含有禁止物質は『RoHS指令』と同じ6物質になると見込まれています。法律の制定は2006年1月の当初計画より遅れ2006年3月以降、施行も2007年1月～3月にずれ込みそうです。

中国の規制は「中国強制的製品認証制度」と連携しており、対象製品を販売する際は中国国内の18指定認証機

関から認証を取得し、認証マーク「CCCマーク」を製品に貼付しなければなりません。また「有害物質とその含有量」、「安全使用期間」の表示義務もあります。

米国は『電子廃棄物リサイクル法（カリフォルニア州法）』で対応する予定で、テレビやパソコンのディスプレイに対象製品を絞っています。含有禁止物質は『RoHS指令』と同じ6物質。規制開始は「2007年1月1日、またはRoHS指令開始のどちらか遅い方」という決め方をしています。

日本は「含有禁止」ではなく 「含有物質情報の開示」を義務化

化学物質管理に関する諸外国の取り組みが「含有禁止」であるのに対し、日本では「含有禁止」ではなく、適正

な処置のための「含有物質情報の開示」を義務付けている点が大きな特徴です。

昨年、経済産業省の産業構造審議会の中の「製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ」で審議された結果、ライフサイクルシンキング型社会システムへの変革をめざし、ライフサイクルを考慮した環境設計を推進し、「グリーン・プロダクト・チェーン」を具現化することが重要であるとしています。それを受けて、経済産業省では、製品含有化学物質の情報開示に関して規定した『資源有効利用促進法』の政省令を2006年3月に改正し、2006年7月より施行する予定です。

『資源有効利用促進法』の改正ポイントについて詳しく見ると、まず対象物質は対応可能性や国際整合性などを勘案し、『RoHS指令』と同様の特定6化学物質を指定。対象製品は回収・リサイクルの実績や製造事業者等の対応可能性なども勘案して、当面の間、『資源有効利用促進法』の指定再利用促進製品のうち、パソコン、エアコン、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機の計7製品になります。さらに、含有マーク、含有物質、含有箇所の表示を義務付けています。

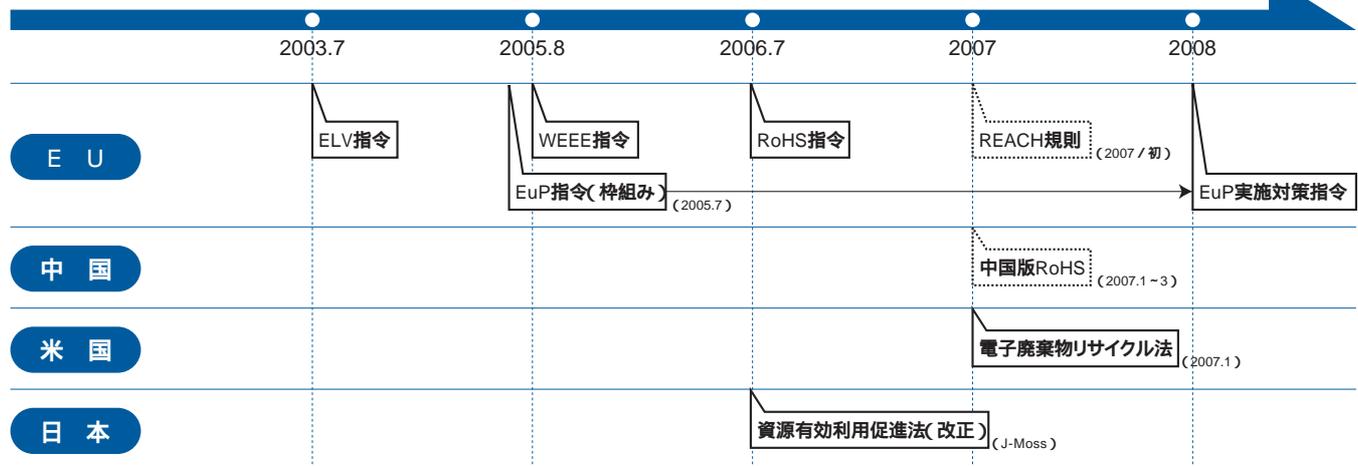
このほか、従来『資源有効利用促進法』の対象事業者は「製造事業者」でしたが、「輸入販売事業者」が新たに追加された点も改正ポイントです。

2006年7月1日生産分より 対象物質の含有マーク表示を義務化

『資源有効利用促進法』で含有物質の情報開示を義務化する一方、具体的な表示・管理方法については「技術的事項は機動的対応を確保するため」という理由からJIS(JIS C 0950)で制定し、法律に引用されます。JIS C 0950は通称「J-Moss」と呼ばれ、正式名は「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」。2005年12月20日に公示され、2006年7月1日生産分の製品から含有表示義務の対象となります(輸入事業者の場合は、2007年7月1日以降の輸入許可分から)。

J-Mossでは製品中の均質物質に最大許容値を超える特定化学物質を含有する場合、「含有マーク」を表示するとともに、詳細情報をWEB上で公表することを規定してい

主要各国の製品含有化学物質関連法令の直近の動向



世界の主な化学物質管理規制

地域	法令	対象製品	要求項目	対象化学物質(＊)	規制開始
EU	ELV指令	自動車	製品含有禁止 / 回収・リサイクル	Pb, Hg, Cd, Cr6 ⁺	2003 / 7 / 1
	WEEE指令	電気・電子機器	回収・リサイクル		2005 / 8 / 13
	RoHS指令	電気・電子機器	製品含有禁止	Pb, Hg, Cd, Cr6 ⁺ , PBB, PBDE	2006 / 7 / 1
	EuP指令	エネルギー使用製品	環境配慮設計 CEマーキング		(実施指令は別途)
	REACH規則	化学物質使用製品	使用物質の登録 / 評価 / 認可	化学物質1t / 年以上	未定(2007年公布か)
中国	電子情報産品生産汚染防止管理弁法	電子情報機器	含有情報開示 製品含有禁止 製品認証(CCCマーク)	Pb, Hg, Cd, Cr6 ⁺ , PBB, PBDE	2007 / 3(予定)
米国	プロポジション65	すべての物品	化学物質の警告	約750の化学物質	1987 / 1
カリフォルニア州	電子廃棄物リサイクル法	ディスプレイ製品	製品含有禁止 / 回収・リサイクル	Pb, Hg, Cd, Cr6 ⁺ , PBB, PBDE	2007 / 1 / 1
日本	資源有効利用促進法	特定7製品(家電、PCなど)	含有情報開示	Pb, Hg, Cd, Cr6 ⁺ , PBB, PBDE	2006 / 7 / 1

*Pb(鉛)、Hg(水銀)、Cd(カドミウム)、Cr6⁺(六価クロム)、PBB(ポリ臭化ビフェニル)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)

ます。その一方、特定化学物質の含有率が基準値以下の製品については、任意で「非含有マーク」を表示できます。製品に含まれる対象物質が含有マークの除外項目に該当する場合も、それ以外の部分が基準値以下であれば、同様に「非含有マーク」を表示できますが、除外項目に関する情報をWEBで公開しなければなりません。鉛ガラス使用のブラウン管テレビを例にとると、「適用除外項目に挙げられている鉛を使用している」という情報をWEBで公開する必要があります。

また、対象7製品以外の電気・電子機器(機器本体であり、部品・付属品を除く)でも、JIS C 0950の規格を満たしているものは「含有マーク」、「非含有マーク」を任意で表示できます。

2006年7月以降、これらのマークを表示した製品が続々と店頭に並ぶこととなりますが、むしろ非含有表示の普及が、この規定の目的のひとつである「率先対応している企業の取り組みが評価される」こととなります。消費者が「非含有製品」を選択することによって、この制度の効果がより一層発揮されるものと期待されます。

J-Mossが有効に運用されるためのキーポイントは、セットメーカーが適正な表示を行えるような信頼性のある含有データが伝達されること。また、分析方法が標準化されていない状況下で、開示データの信頼性をどのように確保するか、判断方法の確立も必要になってくるだけに、IEC(国際電気標準会議)での標準化が待ち望まれます。そして、正しくマーク表示しているかどうかをどのように監視していくかという点も重要です。

JIGに対応した「調査回答ツール」の最新版が公表

化学物質管理に関する法整備が進む中、産業界では含有情報の伝達、並びに化学物質管理の仕組みをどのように構築していくかが重要なテーマになってきます。これらに対応したものとして、「グリーン調達調査共通化協議会」(JGPSSI)の取り組みがあります。

JGPSSIではサプライチェーン間の情報伝達ツールを作成し、EIA(米国電子工業会)、EICTA(欧州情報通信技術製造者協会)との合意を得て「ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)」を2005年5月に発表。このガイドラインに対応した「調査回答ツール(Ver.3)」を2006年1月に公表し、産業界に対して幅広い活用を呼びかけています。

JIGでは調査対象化学物質数を「24物質」と定め、追加を認めていません。また閾値を設定して、閾値以上の含有がある場合は、「どんな含有物質があるのか、どこにあるのか、どのくらいあるのか」という情報開示を要求。製品の

機能維持などのやむを得ない理由で意図的添加をした場合は、閾値以下でも同様の情報開示を求めています。これらに対する回答は、分析を強要するものではありません。MSDS(材料安全データシート)などに基いた推測データでもよく、「不使用証明書」でも「信頼できる」と判断すればよいことになっています。

セットメーカーから要求される含有化学物質情報に対し、川上メーカーの協力が得られない状況が発生し、その打開策を検討すべく、経済産業省は2006年3月2日より「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針」を公表し、パブリックコメントの募集を開始いたしました。このパブリックコメントは、今後、産業構造審議会の中にワーキング・グループを設置して、さらに検討される予定です。

製品含有化学物質管理システムを運用していく上で各部門担当者の力量アップが重要な要素に

情報伝達手段の整備に関する枠組みが固まる中、その情報が本当に信頼できるものかどうかをいかに判断することも大切な要素となります。

JGPSSIでは、伝達される含有情報の信頼性向上にはサプライチェーン各社において管理システムの構築が不可欠との考えから、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を2005年9月に発行。製品に含まれる化学物質の適切な管理を効率的に行うには、「伝達」と「管理システム」を共通化しておくことが重要というスタンスに立っています。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は、化学物質管理システムの要点をサプライチェーン各社で共有化することによって、同じ視点で管理できることを狙いとしています。そうした管理ができていれば、組織からの含有情報の信頼性は向上し、セットメーカーは特定物質の混入リスクを低減することができます。

このガイドラインには、管理運用ツールとして「実施項目一覧表兼チェックシート」が設けられています。製品の各段階の管理方法、管理ポイント、判定基準が示されており、各社独自に化学物質管理システムの構築状況を確認するため自己適合宣言、または調達側の確認にも活用できます。実施項目については、ISO9001/14001の要求事項との対比表も示されており、既存のマネジメントシステム活動の中で、含有化学物質管理をどう位置付けるかを明確化できるようになっています。

実施項目の注意点として、「自社のノウハウを社外に出したくない」などの理由で川上メーカーからの調達品の含有成分がわからないケースも起こり得るため、組織は責任ある判断を行う上で何らかの基準を設定しておく必要があります。また、管理方法や判断基準は、産業分野や組

J-Mossマークについて

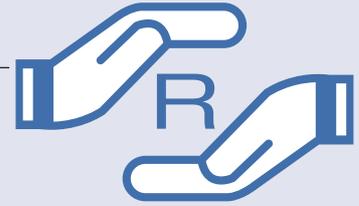
『資源有効利用促進法』改正により、対象7製品に特定6化学物質の含有がある場合、「含有マーク」の表示が義務付けられます。また、特定6化学物質の含有が基準値以下の場合、「非含有マーク」の表示が可能です。

含有マーク(オレンジ色)

製品中に最大許容値を超えて含有する場合に表示義務
・詳細はWEBサイトに掲示、対象製品以外も任意で表示可

非含有マーク(グリーン色)

製品中に最大許容値を超える部分がない場合に任意で表示
・対象製品以外も任意で表示可、含有マークの除外項目以外の物質の含有率が基準値以下の場合には表示可能(ただし、WEBサイトへの情報掲示が必要)



Webへの使用制限により
削除いたしました

織、製品によってさまざまであり、技術水準や調達ルートによっても異なります。従って、これらの条件を十分に把握した上で適切な判断ができるようにするためには、各部門担当者のレベルアップも重要な要素となります。

着々と進展する製品含有化学物質管理の標準化に向けた動き

最後に、製品含有化学物質管理規制に関する国際標準化の動向に目を向けてみましょう。

国際電気標準会議(IEC)では、EUの『WEEE / RoHS指令』『EuP指令』をはじめ、アメリカや中国の電気・電子機器に関する環境関連規制に対し、新たな専門委員会(TC111)を設置。2005年3月から環境関係の標準規格制定に向けた本格的な検討がスタートし、2007年末までの標準化をめざしています。

標準化に向けた検討を行う各作業グループ(WG)の進捗状況を整理すると、現在審議が最も進んでいるのは、電気・電子機器の特定化学物質試験方法の標準化に取り組むWG3です。測定方法は簡便で正確、かつ汎用性のある方法をめざしており、電気・電子機器材料の試験法の公定法としては初めてのものとなります。当初、『RoHS指令』が発効する2006年7月までの標準化をめざしていましたが、標準化案に対して多くの意見が寄せられたために再検討による遅れが発生し、現在のところ2007年初旬発行に修正されています。

WG2は環境配慮設計に関する標準化。電気・電子製品の設計・開発に環境側面を組み込むための、一般的な手順を適用する製品横断的標準をめざしています。EUでは欧州規格(CENELEC)を計画していますが、TBT協定(貿易の技術的障害に関する国際的な基本原則)によ

り、該当する国際規格があればそれに整合させることになっており、IECで環境配慮設計に関する標準規格が策定されれば、欧州規格にも反映されることとなります。現在までのところ、計画通りにスケジュールは進行しており、2007年末の規格化を予定。これと同時にJIS化も予定されています。

含有化学物質開示手順についてはWG1で検討される予定でしたが、テーマを決定する段階で米国、中国、フランスから検討内容の提案が出されたため調整継続中。いまだ準備段階にあり、発足は2006年6月開催予定の第3回TC111会議以降になる見通し。サプライチェーンの部品・材料の情報開示手順を標準化する米国案についてはWG1、顧客に対する製品の環境情報開示について提案するフランス案はWG4で審議を行う予定になっています。

原稿執筆段階では、組織内の化学物質管理システムに関する標準化の検討は決定していませんが、フランス案では「サプライチェーンが『化学物質管理システム』を持つことで、情報の信頼性が向上する」という提案を盛り込んでおり、組織内の管理システムについても今後議論されることになりそうです。2006年6月開催のTC111において、日本からはJGPSSIの「製品含有化学物質管理ガイドライン」が提案される予定です。

このように、各国で新たな化学物質管理規制が本格化する中で、企業はそれぞれの規制の実施状況をしっかり確認し、それに合わせて管理方法を継続的に改善しておく必要があります。また、IECの標準化動向を把握し、標準化された仕組みを組織内に導入することも重要です。

化学物質管理は、組織の既存管理システムとも密接な関連があるため、われわれ審査登録機関としてどのような審査が可能なのか、引き続き検討していく考えです。ISO NETWORKでは、今後も製品含有化学物質に関する情報を提供していきます。